

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令 和 8 年 6 月 22 日 (月)
午 前 9 時 27 分 開 議

議員定数 9名

出席議員 8名

板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	阪本 久代
堀内 和久	垣内 憲一
小林 弘	南出 昌彦

他に 議長 田中 博晃

会議に付した事件

1. 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
2. 報告等（令和8年度病院事業計画について）
3. 報告等（橋本市民病院敷地内駐車場へのソーラーカーポートの設置について）
4. 報告等（橋本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について）
5. 報告等（第2次橋本市生涯学習推進計画の策定について）
6. 報告等（学校給食における異物混入事案について）
7. 陳情等（公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情）
8. 所管事務調査 学童保育の運営体制について

説明員

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
病院事業管理者	古川 健一	危機管理監	森下 弘茂
総合政策部長	井上 稔章	総務部長	中岡 勝則
消防長	永井 智之	経済推進部長	三浦 康広
建設部長	石井 隆博	建築住宅課長	名迫 憲二
上下水道部長	堤 健	健康福祉部長	犬伏 秀樹

いきいき健康課長	石井 義光
経営管理課長	岡村 恵介
教 育 部 長	岡 一行
生涯学習課長	長谷川典史
会計管理者	山本 陽子
選管事務局長	辻本 昌亮

病院事務局長	池之内正行
医事情報課長	谷澤 由紀
教育総務課長	丸山 恭司
学校給食センター長	梅本 準
監査事務局長	兵衛 一郎

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長	森本 和也
書 記	帆足 恵実

議事調査係長	中井 ユリ
--------	-------

(午前9時27分 開議)

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は8人で定足数に達しております。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、6月18日の本会議において本委員会に付託された議案第4号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○委員長(板橋真弓君) 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長(名迫憲二君) 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、主な内容をご説明いたします。

この改正案の目的は、橋本市地域優良賃貸住宅の空き部屋を活用し、安定的な家賃収入の確保及び定住の促進を図ることを目的としております。詳細については、課長補佐から説明いたします。

○委員長(板橋真弓君) 建築住宅課課長補佐。

○建築住宅課課長補佐(岡本耕卓君) 私のほうから説明させていただきます。

今回の主な改正点は二点ございます。まず、入居対象の拡充についてでございます。8ページをご覧ください。現在、入居資格は、高齢者・障がい者等・子育て・新婚・被災者・市営住宅明渡世帯に限定されております。そ

のため、単身の若者層などからのお問合せをいただいても資格要件に合致せず、お断りせざるを得ない状況が続いておりました。今回の改正では、新たに、39歳以下の者を含む若者世帯を対象に追加し、かつ、橋本市に5年以上住むことを要件としました。

9ページをご覧ください。年齢要件につきましては、国の地域優良賃貸住宅制度要綱に基づき設定しました。一つ目に、令和7年3月策定の「橋本市人口ビジョン」において、39歳以下の転出超過が顕著であったこと。二点目に、国交省の「若者の暮らしと国土交通行政」における若者の定義が20代・30代であることを勘案し設定しました。

次に、10ページになります。ここで、黄色く着色している部分です。ここ、40代のお母さんと20代の子世帯や20代の単身世帯、婚姻後6年を経過した30代夫婦世帯など、これまで対象外であった世帯にも入居の対象を広げることで、若者層の市内定着を促進してまいります。

次に、敷金額の見直しについてでございます。11ページをご覧ください。直近3年の敷金の徴収及び還付実績を精査しましたところ、入居時に徴収した家賃3か月分の敷金のうち、家賃の1.69か月分が退去時に修繕費用として充当され、残りの1.31か月分が還付しているという実態が明らかとなりました。この結果を踏まえ、入居を検討されている方の初期費用負担を軽減し、より入居しやすい環境を整えるために、条例第14条の敷金設定を現在の家賃3か月から2か月へ改定します。

最後に、12ページをご覧ください。本改正に伴い、令和8年7月より計9戸の募集を開始する予定でございます。若者世帯の入居を可能とすること、並びに、敷金2か月と負担を軽減することは、本住宅の稼働率向上において重要であると考えております。

委員の皆さまにも、この新たな入居制度の周知と入居促進に向けて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君) おはようございます。

いろいろ検討して、いろいろ精査してくれて、こういうことでは駄目だから、もうちょっとこう改革していこうっていう若い人の意見が入って、僕は基本的には賛成なんですけど、やはりその、本議会場でちょっと言わせてもうたんですけど、10 ページですか。今の説明で言うと、40 代プラス 20 歳の子とか、これでも普通に考えたらね、車の駐車場が一对一ではないとこまで拡充しとるわけじゃないですか。一世帯で 3 台車持つ可能性もこれ出てくるわけでしょ。ほんだら、空きスペースをちょっとでも有効活用してもうてっていう定義は合ってると思います。担当課・係で揉んでいただいたのも感謝します。でもやはりそれで付いてくるもんっていうのが絶対あると思うんです。これだけ橋本市の公共インフラとか整備とか公共交通とか考えたときに、やっぱり車族なので橋本市は。移住定住で入ってくれたら 5 年程度っていうのも、それはまあ、ありやと思うんですけど、やっぱり 100 パーセントの覚書、念書でも約束、契約でもなくて、この先も橋本市に伊都橋本に住み続けてくれるという確約でもないにしろ、ある程度橋本に住む意向の意思があるという前提で、100 パーセントの約束がなしでもいいんやけど、できたら移住定住でこれだけ税金投入しとるわけですから、ここをきっかけに、例えば中古の住宅であったりとか、就職の加減とか、そういうので橋本市

に新築の家を建ててくれたらありがたいねっていう方向性、これは皆一緒やと思うんです。

でも、ここの地域優良賃貸住宅に住むにあたって拡大する条件っていうのが、やっぱりプラス駐車場の確保、これは自分とこでやってねって、それはやっぱり、ちょっとなかなか厳しいんじゃないんかなって、選択する加減。だから、一番最後の 12 ページの 3DK とか、4 月と 5 月の 3DK、割と大型世帯の家族のところが「申込無し」ってなるんと違うんかなっていう考えには至らなかったのかっていうことですね。要は駐車場ですわ、ずっと言うてる。これいかがですか。

○委員長(板橋真弓君) 住宅係長。

○住宅係長(高橋一輝君) 今、いただきました駐車場に関してですが、もう以前からずっと堀内委員、言っていていただいてまして、建築住宅課としても、ずっと課題として考えていた内容になります。

当初、再開発住宅から用途を変更して、あるストックをいかに使ってっていうことで、住宅の部屋についても、空きスペースについても、既存のストックをいかに活用してっていうところで用途変更して入居者募集っていうのを進めてきた中でですね、部屋が埋まっていったって、駐車場も埋まっていく中で駐車場がないっていう課題にぶち当たったこともありました。その際は、西側にあった空きスペースをちょっとでも駐車場にできないかっていうことで 5 区画、6 区画ですね、増やし、また東側にちょっと階段降りた不便な場所にはなりますが、水道用地として持っている土地も上下水道部から借りて、同じく舗装して 5 区画を増やしたりと、駐車区画の増設にも努めてきました。現在も、今回の改正したことで、先ほど言っていたように、もしかしたら車 2 台、3 台持ちたい方が出てくるかもしれませんが、現時点では、空

き区画も6区画残ってる状況でして、この募集で状況を見ながらですね、この空き区画で対応できるかどうかというところで、ちょっと募集を進めてきます。近隣の駐車場を自分で借りてきてくださいということで、説明はさせていただいてる部分もあるんですが、できるだけ入居される方の負担がなくスムーズに入居していただけるように、こちらでも近隣の駐車区画、周辺ですね、金額も調べ、空き数も調べ、ここの駐車場は、この方が運営していて何区画、この時点で何区画ありました、金額いくらです、連絡先はこちらですっていうあっせんも、入居者募集のタイミングでさせていただきながら、できるだけ入居申し込みの方に寄り添いつつ進めております。そうしている中でですね、東側に増設した駐車区画が埋まらない、近隣の駐車場のほうが人気があるっていう状況も出てきますので、ちょっとこの状況で、今の時点では増設まではちょっと考えてはおりませんが、引き続き、駐車区画、いかに入居者、入居申込者の需要に合わせて、住戸と駐車区画を供給できるかっていうのは、考えながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）3DKとか大きい区画が空きになってんのはっていうの、ちょっと答弁漏れかな。それが理由ですかっていう。大丈夫ですか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）そもそも論、肯定的やし僕は。あなた方がよくやってくれてるっていうのは分かってんです。

ただ、これから出たり入ったりとかのそのとこっていうのは、あと1つ2つテーマとしては、やっぱりそのソフト的なことは橋本に住み続けて、ここ出ても橋本においてほしい、5年程度補助金付いとる間だけおって、それ抜けたら違うとこ行くんで、それが他府

県へ行くんでって言ったら、ちょっとかつこ悪い話やなっていうのは、ちょっとそれは思いの理念だけで、約束はできないことなんやけど、やっぱり入るときの入り口の条件っていうのをちょっと、もうちょっと狭き入り口にしたいほうが、後が楽なんではないかなって、広げ過ぎたら、あとはまた面倒くさい話になると思うんです。でも、あと駐車場のことも考えてくれとんのは、気持ちはよく伝わりました。そしたら、一度またこの文教にね、近隣の地図でね、グーグルの地図で、この辺が駐車場があって、この辺が家賃なんぼで入居者に対してあっせんできてます。紹介できてますっていうことを、ちょっと一回、委員長にでもお示しいたいて、私らにまたその書類、写真程度でええんで説明ください。

平素は本当に、何かしらこうしようとしてるっていうのは、すごく生きた仕事してくれとると思うんで、もう一つ頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。結構です。

○委員長（板橋真弓君）答弁はよろしいですか。答弁いけますか。

住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）今、お話いただきました住宅の駐車区画の供給状況ですね、民間のスペースも含めての供給状況等について、今後まとめて、次回の委員会のほうで報告させていただきたい。委員長に報告させていただきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）おはようございます。一点気になったのは、これ恐らく国籍要件とか多分ないので、外国人の方が増えられて使えるのかなとは思ってるんですけども、やっぱり私、大阪に実際住んでて気になったのは、一つのマンションにシェアハウスのように4人、5人の方が住まわれて使われると、

そういうようなことを実際、私の階下の階上の人もやっておられたんですけども、こういうケースっていうのは、今、この中では想定されてないんですけども、そういう形で利用っていうのは可能な設定になってるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）シェアハウス等の使い方についてですね。条例等で明記はしてありませんが、この地域優良賃貸住宅は、公営住宅と同じように国交省の所管の事務の中で供給している公的な住宅でありまして、明記はしていないんですけども運用上ですね、家族に基本的には運用上は限定しております。友人と2人、3人で入るっていうことは、制度上も想定しておりませんので、今のところ受け入れてる実績はございません。入居相談いただいたときにも、基本的には家族ですっていうことで、公営住宅の制度も含めて説明しながらやってる状況です。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）そういうところがね、日本の甘いところでね、規約になかったらええやんっていうのが海外の考え方なんです。空気というかね、普通こういう文化なんだから分かるでしょうみたいなのは日本的なものであって、欧米では絶対通用しないですよ。そういう方を相手に、今から入ってこられる方がいるっていうことを考えてやっとかないと、「郷に入っては郷に従え」の話じゃなくて、しっかり規約にありますんでってやらないと難しいとは思うので、そこはね、整備したほうが私はいいと思います。それは今後のトラブルの防止という意味でね。

もしかしたらね、あと、私のとき、ご夫婦が住まれてて、その妹さんとかがいっぱい、3人、4人、呼び寄せられてるような場合の

ときがあったんですけども、そういうときはね、ご家族なのでね、それは可能なんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）きょうだい、例えば、姉妹、三姉妹で入居するなど、きょうだいのような場合でしたら、通常、申し込みは受け付けし、入居対象と考えさせていただいてます。

ちょっと外国の状況と比較して甘いやり方にはなってるんですが、もともとですね、公営住宅自体も基本原則家族2人っていうところから、現時点では考えが広がってまして、っていうのも、ファミリーシップとか、いろいろな考え方が増えてきて、いろんな世帯構成の入居を認めているのが国の制度の方針となりつつありますので、そういったところも踏まえて、ここちょっと、こういう場合だったらいける、こういう場合だったら無理っていうのが判断しづらい状況にもなっておりますので、今、言っていたご意見も参考にはさせてもらいながら、できるだけ問題起こらないようには運用していこうと思います。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）いやいや、国がやりなさいってなってるんだったら、市でやりませんっていうのはできないはずなので、国がやらないんだったら市もやらへんねんけども、国がファミリーシップ制度とかも認めなさいよってなってるんだったら認めないといけないので、僕は反対してるわけじゃなくて、制度上しっかり運用、本来はそういうことをしたくない、運用上やってませんっていうのに、制度が追いついてないから受け入れなくちゃいけないってなったら、あなたたちのやりたいことと、実際起こる現実って違うでしょってことで、自分たちが進めたい政策になるような作り込みにしとかなないと、違

う方向に行くよっていうことを言わせていただいてるということなんです。

○委員長（板橋真弓君）建築住宅課長。

○建築住宅課長（名迫憲二君）ご意見ありがとうございます。いろんな心配考えられるんで、制度上いろいろ取りまとめて考えたいと思います。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）いろいろ考えてくださって、ありがとうございます。

今、結婚しないで、別姓で住んでる方、周りでよくおられるんですけど、夫婦なんですけど、夫婦って言うのかな別姓で。そういう方が2人で入居するっていうのは可能でしょうか。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）婚姻してる夫婦以外に、入籍はしてないけど、例えば、内縁関係ですとか、同姓の方であったりとか、入籍はしてないけど夫婦に近い実態で生活されてるような方は、一部添付書類を増やしてですね、誓約書と家族構成をしっかり確認させていただくうえで入居は認めております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）よろしいですか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）ありがとうございます。

高齢者世帯いけるじゃないですか。高齢者お一人でもいけるって前にお聞きしたんですけど、ってことは、後期高齢者、高齢者でもいくつまでいけるとかいうのではなくって、何かありますか。いくつまでっていうのを教えてください。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）年齢制限はですね、高齢者世帯に該当するという要件で入居さ

れる方については60歳以上という要件がございまして、逆に何歳以下何歳未満という要件はございません。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）今、テレビとか見ても、後期高齢の方がなかなか入れない、なかなか入居、大家さんに認めてもらえない。それは、お一人だったらいろんなことがね、皆さんもご存じだと思うんですが、起こるからということなんですが、今までそういうことはなかったのかっていうのと、その辺どうお考えか、何か起こってからでは大変なので、その辺どうお考えか教えてください。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）高齢の単身の方が入居された後のトラブルということですが、公営住宅も含めて管理してるうえでですね、やっぱり単身で入居される方は多数いらっしゃいます。その中で、例えば入居の方がもう施設に入っていなくなって、若しくは、亡くなられてっていう場合にですね、退去時の手続を誰がするのかとか、荷物の処分がとか、それが一般的、世間一般的にも民間の大家さんが高齢者を受け入れたくない要因の一つとなっておりまして、公営住宅、地域優良賃貸住宅ともにそういった問題ありますが、その都度ですね、ご家族の方、また連帯保証人の方に連絡を取りまして、こういう方の住宅明渡しの手続、協力していただきってということでお願いして、解決を図っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）ありがとうございます。っていうことは、保証人がおられるので、こちらのほうでってことですね。

○住宅係長（高橋一輝君）はい。

○委員（梅本知江君）ありがとうございます。

た。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）今回、すごい、いい、こういう粋を作ってくれてるんですけども、今までに該当しなくて、新しくやる方で該当しなかったのは、入れなかったっていう案件って何件ぐらい、お断りした案件って何件ぐらいあるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）住宅係長。

○住宅係長（高橋一輝君）すみません。件数、お断りした件数までは把握、集計等はしていませんが、これまで、私が把握している中では、最低4、5件はお断りしたことはございます。今年度入ってから1件の方ですね、相談来られて、今は入居資格には該当しないっていうことでお断りさせていただいてるケースはございます。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と

副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

9 所管事務調査 学童保育の運営体制について

○委員長（板橋真弓君）それでは、本調査に関して、さる6月8日の本委員会で、この所管事務調査を継続していくのかという点を、今回、協議いただくということとなっております。それでは、ご協議願います。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。教育委員会さんにお伺いするんですけど。市長選挙があつて、県議会選挙が補欠で出たんで、ほんで市議会議員の空きが出たので、小林先生が文教にもう来てしまったので、っていうのは、紹介議員さんやったわけで、変な意味と違うんです。紹介議員さんが、もうこっちへ来てしまつとるから掘り起こせないかもしれないんですけど、ちょっと私、腑に落ちないのが、請願のときにね、所管事務の入り口の話なんですけどね。学童が2つの話があつて、学童が一枚岩になれてないやないのっていう、補助金体制がええというところもあれば、市がもうやってよ、若しくは直営でやってよ、若しくは委託形式にしてよって、ここの全ての学童に足を運べなかった私自身も反省しとるわけなんですけども、請願に対してはペケの理由の根拠になった一つでもあります。これは理解できる。自分のことは理解できる。でも、もともとのきっかけの一丁目一番地は、新1年生がくじ引というか抽せんで、通つとる学校区に入れないということが、やっぱり

一番大きかった、ウェートを占めとると思うんです。当局にお伺いしますっていう紹介議員さんと議論できないから、当局に確認したい。自分が判断材料として求めたのが、拙せんなしで、何とか一悶着あったけども、苦労したけども収まりましたっていうようなニュアンスの話をいただいたから今日に至るとるわけやと承知しとるんですけど、実は、名前出してええんかな、その小学校が違う、隣の小学校の学童に収まるとる。10人ほど行っとるといことも聞いたと、後から。っていうことは、答弁が虚偽ではないのかな。少なくとも私の頭の中と心の中には、取りあえず今年度は一悶着ありましたけども収まりましたので、っていうお言葉を聞いたから請願を否決した根拠になっとるんです。そして、教育委員会さんは、教育委員会さんも知らなかったからこの答弁になったのか、それとも知って虚偽を言うたのかっていうことを今日聞きたかったんです。っていうのは、議事録の修正どうのこうのって議会事務局で言われても、議会事務局はそんなんする権限ありませんので、決めんのは我々議員です。採決したことへの反省もせなあかん。これは教育委員会はかなり重たいことやと思うんですけどいかがですか。答弁に対して、事実はどうなんですか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）申し訳ございません。先般の、さっきからの答弁のときにつきましては、くじ引きがあってほかのここに行ってるっていうことは、ちょっと私、把握してませんでしたので、議会での答弁になっております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）だから、ご互いに調査不足で、別に教育委員会だけ悪いっていう話ではないんですけど、時系列で言うたら、じ

ゃあ、ほんだら時戻して、もう一回請願の趣旨で、もう一回説明して、もう一回判断してあげようよっていうのは、これ常識的な話になると思うんよ。議会事務局は嫌がると思うよ。でも僕はそれぐらい思ってるから、ずれとんやったら止めてくれていいですよ。でも、判断基準が変わったって過去の答弁を変える変えれへんっていうことは、所管事務の入り口になっとるわけやから、所管事務を否定しとんと違うんやで。でも、その答弁間違ってた、実はここの学校の子は、ここへ入ってたって言うんやったら、請願に対してもうちちょっと、僕らも、もっともっと考えたうえでの所管事務の入り口になるから、これから所管事務していくことは別にかめへんと思うんですよ。

○委員長（板橋真弓君）この間の多分、答弁の中でいけてます。多分ね。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 56 分休憩）

（午後 0 時 20 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

それでは、本調査に対して、さる 6 月 8 日の本委員会で、この所管事務調査を継続していくのかという点を、今回、協議していただくことになっております。それでは協議願います。

皆さん、継続でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）よろしいということで、じゃあ、タイムスケジュール的なこと等は、今後どのように進めていくのかに関しては、9 月に大体何か一つの形みたいなものを持っていくっていうことで、多分、もうほんまに時間も余りないと思うんですけども、8 月ぐらいには学童にちょっと聞き取り調査等を行って、8 月の末に視察に行きますの

で、その結果を踏まえたうえで、何か問題提起あれば、そういう形で進めていきたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

視察、調査は8月中に、それぞれ行かせていただいて、当局いろいろ調整、そうですね、分かりました。ちょっとイメージとして思っているのは、ちょっと準備する前ぐらいに、ちょっと聞き取りをさせていただいて、始まってから少し見て帰っていくっていうようなパターンで行かせていただきたいと思います。それぞれ日程等、皆さんあると思いますので、日程等が合えばっていう形で、最終共有して何らかの形で、提言なりができればというふうに思っておりますので、その予定でよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午後0時23分休憩)

(午後0時25分再開)

○委員長(板橋真弓君)再開いたします。

それでは、所管事務調査は継続ということで、タイムスケジュール等に関しては、それぞれの団体さんのこともありますので、そちらの意向を踏まえてスケジュールを組み、進めていって、9月議会には何らかの形で提出をするということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) それでは、本日は。事務局、どうぞ。

○事務局次長(森本和也君) すみません。学童さんへの調査なんですけども、それぞれ行かれて、どういうことを聞いてくるかっていうのを意思統一しとかんと、ばらばらで答えも来ててもまとまりがつかへんと思うので、その辺どういうことを聞きに行くかっていうのをテーマ決めてもらったほうがええのかなっていうふうには思うんです。

○委員長(板橋真弓君) どうしますか。落としどころと言うか、一応、全部が希望してるところに入れたら一番いいっていうところかな。

暫時休憩いたします。

(午後0時25分休憩)

(午後0時29分再開)

○委員長(板橋真弓君) 再開いたします。

以上で、本委員会の審査、協議事項はすべて終了しました。

これをもって、文教厚生建設委員会を散会いたします。

(午後0時29分 散会)

橋本市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。